

2020年10月21日

## 課外活動の段階的再開について

関東学院大学  
学生生活部長 施 桂栄

本学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、学生の皆さんの協力のもと課外活動の自粛や学内施設の利用禁止措置を行ってきました。

この度、入構制限の段階的緩和に伴い、下記のとおり課外活動を順次再開しております。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて引き続き段階的に活動再開を拡大していくことを予定しております。

学生の皆さんには、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

### 1. 活動再開のスケジュールについて

(1) 7月1日(水)から強化クラブ(12クラブ)についての活動の再開を許可します。

原則として練習試合・合同練習など学外のチーム・選手との活動は禁止します。

(2) 7月13日(月)から強化クラブ(12クラブ)以外の体育部連合会所属クラブの活動の再開を許可します。

練習試合・合同練習など学外のチーム・選手との活動については、学生生活部長が許可をした場合に限りします。

(3) 9月7日(月)から文化部連合会所属クラブ、公認サークルの課外活動について、新たな生活様式や各種感染防止ガイドライン、活動方針に基づき学内での活動の再開を許可します。

(4) 10月12日(月)から文化部連合会所属クラブ、公認サークルの課外活動について、新たな生活様式や各種感染防止ガイドライン、活動方針に基づき学外での活動の再開を許可します。

但し、感染予防対策の実施が困難だと考えられる一部のクラブ・サークルを除きます。

※合宿など宿泊を伴う活動については、当面の間は禁止します。但し、強化クラブについては、事前に届出の上、許可をする場合があります。

### 2. 活動再開の条件について

活動再開は、学生生活部長の許可に基づいて行います。

活動再開を希望するクラブは、10月5日(月)にKGUポータルで配信した「課外活動禁止の段階的緩和に伴う活動再開の申請について」を参照し、指定のフォームにて活動

予定及び感染予防対策に関する取組みについて学生生活課に提出してください。

提出された書類に基づき、学生生活部長が感染拡大防止の取組みが十分であると判断したクラブについては活動を許可します。

なお、必要に応じて学生生活課との面談等を行い、活動内容等の確認を行います。

感染予防対策に関する取組みについては、一般的な感染予防対策と合わせ、次の点に留意し、計画を立ててください。

- (1) 入構当日は必ず自宅等で検温し、発熱や咳などの症状があり、体調がすぐれない場合は活動を 見合わせるなど、部員の体調の管理や指導をすること。
- (2) 各クラブの活動状況・環境にあった十分な感染や感染拡大の防止対策に基づき、人数・活動場 所・時間・活動形態等を制限した活動を計画すること。
- (3) 各クラブの活動に際して、活動に参加した学生を把握し、必要に応じて学生生活課に参加者を 報告できること。
- (4) 各クラブの部長・監督・コーチ等指導者と部員との連携が十分に取れており、緊急時の対応などについて考慮されていること。
- (5) 活動への参加が強制的なものにならない等、部員個々の事情を尊重し、配慮すること。

### 3. 学内の施設利用について

- (1) シャワー室の利用は体育部連合会所属クラブに限り感染予防を図ったうえで使用を許可します。
- (2) クラブハウス棟多目的ホールの利用については、活動再開が許可された体育部連合会・文化部連合会所属クラブのみの使用を許可します。
- (3) 活動する部員等の名簿、活動日時・場所及び活動内容を事前に学生生活課に提出してください。

### 4. その他

新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況によっては、今後の活動内容を変更することがあります。

以上